

地域型保育事業について						
＜対応方針(案)＞						
	家庭的保育事業	小規模保育事業 【注 1】			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業 【注 3】
		A型	B型	C型		
職員数	0～2歳児3:1 家庭的保育補助者を置く場合5:2	0歳児3:1 1・2歳児6:1 +1名	0歳児3:1 1・2歳児6:1 +1名	0～2歳児3:1 (補助者を置く場合、5:2)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	0～2歳児1:1
保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修※1を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士※2	保育士※2 1／2以上 (保育士以外には必要な研修※1を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	必要な研修※1を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児保育室	—
	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室／ほふく室1人3.3㎡ 保育室1人1.98㎡	乳児室／ほふく室1人3.3㎡ 保育室1人1.98㎡	乳児室／ほふく室／保育室1人3.3㎡	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様 地域枠定員の設定【注 2】	—
	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	
	1人3.3㎡ (2歳児)	1人 3.3 ㎡ (2歳児)	1人 3.3 ㎡ (2歳児)	1人 3.3 ㎡ (2歳児)	1人 3.3 ㎡ (2歳児)	—
【給食】 設備・職員	自園調理※3	自園調理※3	自園調理※3	自園調理※3	自園調理※3	—
	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備	定員20名以上 調理室 定員19名以下 調理設備	—
	調理員 保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要	—
耐火基準等	基本的には上乗せ 規制なし ※更に検討	上乗せ規制あり ※更に検討※4	上乗せ規制あり ※更に検討※4	上乗せ規制あり ※更に検討※4	小規模保育事業を 踏まえ、検討	—
連携施設	連携施設の設定が必要※5、6 【注 4】	連携施設の設定が必要※5、6	連携施設の設定が必要※5、6	連携施設の設定が必要※5、6	連携施設の設定が必要※5、6	連携施設の設定は一律には求めない※7
嘱託医	嘱託医※8	嘱託医※8	嘱託医※8	嘱託医※8	嘱託医※8	—

【注 1】 小規模保育事業の類型について

小規模保育事業は、定員規模6人以上19人以下、0～2歳児までの事業である。

保育所分園やグループ型の小規模な事業であり、規模に応じた3類型（A型、B型、C型）に分けて、基準検討がされている。

A型 … 保育所分園（本体となる保育所とは離れてはいるものの一体的に運営される小規模の保育施設）に近い類型

B型 … A型とC型の中間的な類型（小規模な保育所で、単独で運営する形態のもの）

C型 … 家庭的保育のグループ型小規模保育（複数の家庭的保育者がグループとなり、借り上げた建物等で保育する形態）に近い類型

【注 2】 事業所内保育所の地域枠定員の設定の考え方

定員の増加に伴って、自動的に地域枠の定員も増加させるのではなく、例えば、以下の表のような、概ね10名ずつの定員区分を設け、各区分ごとに地域枠の定員を概ね1／4～1／3程度となるよう固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすいとした上で、国として考える基準を示し、これを踏まえ、区が実情に応じて決定する。（例えば、下記定員区分6～10名の地域枠について1名又は2名にするなど）

定 員 区 分		地 域 枠 の 定 員	目 安
1名～10名	1名～5名	1名	家庭的保育事業×1ヶ所程度
	6名・7名	2名	
	8名～10名	3名	
11名～20名	11名～15名	4名	家庭的保育事業（補助者付き）×1ヶ所程度
	16名～20名	5名	
21名～30名	21名～25名	6名	小規模保育事業（下限）1ヶ所＋1名程度
	26名～30名	7名	

【注 3】 居宅訪問型保育事業の担う役割

① 特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応

② 保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応

③ ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応 …… など

【注 4】 連携施設について

地域型保育事業の特徴（2歳児までの事業、小集団での保育）から、新制度における認可基準として、保育の内容の支援及び、卒業後の受け皿の役割を担う「連携施設」を設定することが求められている。

「連携施設」は、①認定こども園、②認可保育所、③幼稚園である。

（表中の注記）

※1 研修内容、実施体制については、現行の家庭的保育事業における研修等を踏まえ、今後、それぞれ検討

※2 0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

※3 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。また、連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院を含む)

※4 保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準火建築物)

(注)追加的事項 ①消火器等の消火器具②非常警報器具③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備

※5 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期（平成31年度末）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）

※6 離島、へき地においては、設定を求めないことができる（特例措置）

※7 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていることを基本とする。

※8 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能